

実施機関は、平成25年9月3日、条例第10条第1項の規定に基づき、不存在による行政文書非公開決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。

3 審査請求

審査請求人は、平成25年9月6日、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第5条の規定に基づき、本件処分を不服として諮問庁に対し審査請求を行った。

第3 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、本件対象文書に関して実施機関が行った本件処分について、その処分を取消し、本件対象文書を公開することを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求の理由は、審査請求人から提出された審査請求書、意見書及び意見陳述によると、概ね次のとおりである。

- (1) 本件押ボタン信号機は系統制御により制御されており、関連信号機のデータについては情報公開されている。系統制御の本件押ボタン信号機のデータを保有していないとの理由は考えられない。
- (2) 本件押ボタン信号機は、〇〇〇〇〇〇交差点の信号機を親機とする連動子機として作動しており、親機との連動線により信号現示を変えている。親機である〇〇〇〇〇〇交差点の信号機は定周期で作動しているが、本件押ボタン信号機からデータを受信したとき、その信号現示は定周期から変

更となり、〇〇〇〇から〇〇〇〇〇〇への右折矢印信号の作動時間及び〇〇〇〇〇からの直進信号の作動時間を変更するシステムである。本件押ボタン信号機単体の制御データが存在しなくても、〇〇〇〇〇〇交差点の信号機の作動状況から、本件押ボタン信号機の作動動作は確認できる。情報公開された関連信号機のデータは、本件押ボタン信号機が平成〇〇年〇〇月〇〇日の午後〇時から〇時までの〇時間、一切作動していないことを示すものであり、関連信号機のデータから、本件押ボタン信号機の作動データを示す文書は存在する。

- (3) 本件押ボタン信号機は、〇〇〇〇〇〇交差点の信号機を親機として連動しており、〇〇〇〇〇〇交差点の〇〇〇〇〇へ向かう〇〇〇〇〇の車両に対する信号が黄色を表示した時点で、本件押ボタン信号機の押ボタンが押されている場合に限って、本件押ボタン信号機の車両灯器の青から黄色への変化を親機が指示（作動信号を送信）する仕組みとなっている。

親機と連動子機とを備えて構成される信号機システムにおいて、親機はサイクル終了時に作成するサイクル情報を、自身の親機側履歴ログに記録するとともに、連動子機に送信する。連動子機は親機から送られてきたサイクル情報を連動子機読替部の子機側履歴ログに格納する。

〇〇〇〇〇〇交差点の信号機は、本件押ボタン信号機が作動した場合には、始めに〇〇〇〇〇の車両灯器が赤色で〇〇〇〇〇〇の矢印信号が表示され、矢印信号の作動時間が短縮されるシステムになっている。また、〇〇〇〇〇〇交差点の信号機の〇〇〇〇〇の車両灯器が黄色を示し、周期は青色から黄色になり赤を示し、〇〇〇〇〇〇への矢印信号が表示され、矢印信号が消える前にまた黄色を示し、〇〇〇〇〇の車両灯器が全部赤信号を示す。本件押ボタン信号機に親機が指示（作動信号を送信）する周期は、〇〇〇秒サイクルの中で、〇〇〇秒後の黄色信号と矢印信号の終了前の黄色信号の2度である。赤から黄色への変化の場合も、親機が指示（作動信

号を送信)することから、親機の履歴ログ記録を確認すれば、本件押ボタン信号機の作動状況を確認することができる。

- (4) 押ボタン信号機が設置されているところには、当然車道側にも車両に対する信号機が設置されている。所轄警察署の調査報告書によると、本件押ボタン信号機には使用履歴等を記録する装置はないものの、運用機能について現場で作動状況を確認した結果、親機の黄色信号の○秒後に作動し、その後の作動は次周期まで運用機能のとおり作動していたとのことである。これは、本件押ボタン信号機が作動するのは、○○○○○○交差点の信号機ではなく、本件押ボタン信号機が設置されている横断歩道の車道側信号の黄色の○秒遅れで作動するということである。つまり、本件押ボタン信号機は、○○○○○○交差点の信号機の黄色に反応するのではなく、本件押ボタン信号機が設置されているところの車道側の信号機の黄色に反応するということであり、○○○○○○交差点の信号機が情報を送るのは、本件押ボタン信号機に対してではなく、その車道側の信号機に対して情報を送るということである。そのため、横断歩道のある車道側の信号機の作動状況さえ分かれば、本件押ボタン信号機が作動したかどうかは一目瞭然になる。所轄警察署の調査報告書では、あくまでも本件押ボタン信号機の作動履歴はないということだが、横断歩道の信号を青にするためには車道側の信号を赤にしなくてはならないわけであり、その車道側に設置している信号が黄色だったのか赤だったのかが分からないなどということは、コンピュータの行う集中制御システムではあり得ないことであって、そこまでは把握できるものだと考えている。また、そのコンピュータの中には当然履歴ログも入っていると思われるため、そのデータを調べれば、親機でも子機でも作動状況は分かるはずである。

第4 諮問庁の説明の要旨

諮問庁は、本件対象文書について不存在による非公開決定を行った理由を次のように説明している。

1 押ボタン信号機の動作について

本件押ボタン信号機は、○○○○○○○○○○交差点と○○○○○○○交差点の中間に位置しており、その現示は、○○○○○の円滑な交通流を阻害しないよう単独動作によらず、隣接する○○○○○○○交差点の定周期式信号機を親機とした、いわゆる連動子機として作動しており、親機との連動線を介し信号現示を変えている。よって、本件押ボタン信号機によりその箇所を横断しようとする者が押ボタンを押したとしても、○○○○○○○交差点の主道路側の信号現示が黄色になってから、その信号現示が変わることとなる。

これは、本件押ボタン信号機を単独動作にすると、大きい交差点の車道側の信号が青で車両が動けるのにもかかわらず、本件押ボタン信号機のところで止められてしまい、円滑な交通流を阻害してしまうためであり、そのような単独動作をしないよう、隣接する○○○○○○○交差点の定周期式信号機を親機とする連動子機の関係で信号の現示サイクルを変えている。よって、本件押ボタン信号機によりその横断歩道を横断しようとする者が押ボタンを押したとしても、○○○○○○○交差点の主道路側の信号が黄色にならなければ、横断歩道の信号も変わらないシステムになっている。つまり、横断歩道の押ボタンを押したとしても、親機が黄色になってから子機が黄色になるものであり、子機の影響で親機の信号が変わることはない。

2 押ボタン信号機の制御データについて

秋田県警察本部交通規制課に附置する交通管制センターにおいて現示の集中制御を行っている信号機については、その方法はNTT通信回線を介

しているが、本件押ボタン信号機は、そうした集中制御ではなく、隣接する〇〇〇〇〇〇交差点の信号機との連動線により運用されており、NTT回線により交通管制センターで信号現示を集中制御するものではない。よって、審査請求人が言うところの系統制御により制御されているものではなく、制御データは存在しない。

3 本件対象文書の不存在について

審査請求人から、本件押ボタン信号機の親機に当たる〇〇〇〇〇〇交差点の定周期式信号機について、平成〇〇年〇〇月〇〇日午後〇時から午後〇時までの間の作動状況を示す文書の公開請求がなされており、これに対して、交通管制センターの中央装置に蓄積している3種類の行政文書を既に全部公開しているが、それらの行政文書からも、親機と子機との間における信号送信記録等のデータは存在しないことが明らかである。

また、本件押ボタン信号機は、前述のとおり交通管制センターの集中制御（審査請求人が言うところの系統制御）にあらず、交通管制センターの中央装置に現示情報が送信されないことから、その作動データは保有していない。

第5 調査審議の経過

- (1) 平成25年 9月19日 諮問の受付
- (2) 同 年10月24日 諮問庁から非公開理由説明書を收受
- (3) 同 年11月27日 審査請求人から意見書を收受
- (4) 平成26年 3月17日 審議
- (5) 同 年 4月16日 諮問庁が意見陳述
- (6) 同 年 5月12日 交通管制センターの現地調査
- (7) 同 年 5月21日 調査結果の報告、審議

- (8) 同 年 6月18日 審査請求人から意見書を収受
- (9) 同 年 6月19日 審議
- (10) 同 年 7月 7日 審査請求人が意見陳述
- (11) 同 年10月10日 審議
- (12) 同 年11月10日 審議

第6 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、本件押ボタン信号機の特定の日時における作動データを示す文書であり、実施機関は当該行政文書を保有していないとして非公開としている。

2 本件対象文書の存否について

審査請求人は、本件押ボタン信号機は系統制御により制御されており、系統制御の本件押ボタン信号機のデータを保有していないとの理由は考えられない旨主張する。また、押ボタン信号機が設置されているところには車道側にも車両に対する信号機が設置されていることから、車道側の信号機の作動状況さえ分かれば、本件押ボタン信号機が作動したかどうかは分かるはずである旨主張する。

これに対して諮問庁は、本件押ボタン信号機は、〇〇〇〇〇〇交差点に設置した定周期式信号機を親機とした連動子機として作動しており、その作動方法は親機との連動線を介したものであって、NTT回線により交通管制センターで信号現示を集中制御するものではなく、審査請求人が言うところの系統制御により制御されているものではないため、作動状況は交通管制センターの中央装置に送信されず、データは保有していない旨説明する。

この点について、当審査会において交通管制センターの調査を行ったところ、親機に当たる〇〇〇〇〇〇交差点の信号機の作動状況の記録は確認できたものの、本件押ボタン信号機が設置されている横断歩道の歩行者側及び車道側の信号機の作動状況は、ともに記録されていなかったことから、本件押ボタン信号機の作動データを示す文書は存在しないとする諮問庁の説明に不合理、不自然な点は認められない。

第7 答申に関与した委員

区 分	氏 名	職 名
	阿 部 千鶴子	司法書士
	池 村 好 道	秋田大学教育文化学部教授
会 長	柴 田 一 宏	弁護士
	田 仲 和 子	消費生活実践グループin秋田「こまちの会」 副代表
会長代理	三 浦 清	弁護士